

日医発第474号(健Ⅱ)
令和7年6月24日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事
渡 辺 弘 司
(公 印 省 略)

令和7年度「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」
標語募集への協力依頼について

今般、令和7年度「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」標語募集について、こども家庭庁支援局虐待防止対策課長より周知協力依頼がありました。

児童相談所における虐待相談対応件数は依然として増加傾向にあり、こどもの生命が奪われる重大な事件も後を絶たない状況において、児童虐待の防止は社会全体で解決すべき重大な課題となっております。

こうした状況を踏まえて、こども家庭庁では、児童虐待問題に対する社会的関心を喚起するため、児童虐待防止法が施行された11月に「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を実施し、集中的な広報啓発活動の取組の一つとして、標語の募集を行うこととしております。

つきましては、貴会におかれましても本件の趣旨をご理解いただき、周知協力方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

○こども家庭庁HP（応募フォームへのリンクなど）

<https://www.cfa.go.jp/policies/jidougyakutai/keihatsu-katsudou/slogan/>

こ支虐第 2 3 6 号
令和 7 年 6 月 1 2 日

各 児童虐待防止対策関係団体 御中

こども家庭庁支援局虐待防止対策課長
(公 印 省 略)

令和 7 年度「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」
標語募集への協力依頼について

児童虐待防止対策の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

児童相談所における虐待相談対応件数は依然として多い状況であります。また、こどもの生命が奪われるなど重大な児童虐待事件も後を絶たず、児童虐待の防止は社会全体で取り組むべき喫緊の課題であり、広報啓発活動を通じて社会的関心を高めていく必要があります。

そこで、こども家庭庁では、児童虐待問題に対する社会的関心を喚起するため、児童虐待防止法が施行された 11 月に「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を実施し、厚生労働省における児童虐待防止推進月間の取組を継承した、集中的な広報啓発活動を実施します。この度、その取組の一つとして、標語の募集を行うこととしました。

つきましては、別添の令和 7 年度「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」標語募集実施要綱を御参照いただき、貴団体のホームページ、広報誌や機関紙の掲載等により広く周知していただくとともに、積極的な標語の応募について、格別の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年度「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」

標語募集実施要綱

1. 趣 旨

児童相談所における相談対応件数は依然として多い状況にあり、こどもの生命が奪われるなど重大な児童虐待事件も後を絶たず、児童虐待の防止は社会全体で取り組むべき喫緊の課題であります。こどもの「命」と「権利」、そしてその「未来」は、社会全体で守らなければなりません。

こども家庭庁では毎年11月に「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を実施し、家庭や学校、地域等の社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、期間中に児童虐待防止のための広報・啓発活動など種々な取組を集中的に実施します（平成16年度から令和4年度までは厚生労働省において「児童虐待防止推進月間」として実施）。

この取組の一つとして、児童虐待問題に対する理解を国民一人一人が深め、主体的な関わりを持てるよう、意識啓発を図ることを目的として、標語の募集を行います。

2. 募集内容及び応募資格

（1）募集内容

児童虐待問題に関し、上記の趣旨を簡潔に表現し、国民一人一人の意識啓発を図るのにふさわしい、覚えやすい標語。

（2）応募資格

特に制限はありません。どなたでも応募できます。

3. 募 集 期 間

令和7年6月13日（金）から同年7月16日（水）

4. 応 募 方 法

（1）応募にあたっての注意点

- ・ ご自身で創作した未発表の作品に限ります。
- ・ 作品は一人につき1作品応募可能です。※2作品以上応募の場合は無効です。
- ・ 応募作品は、返却いたしません。

・指定の応募方法による応募以外は無効です。

(2) 個人で応募する場合の方法

Web 応募フォームに氏名や作品等の必要事項を入力いただき送信をお願いします。

(3) 学校などの団体で複数人の作品をまとめて応募する場合

Web 応募フォームの Excel 様式を使用し、氏名や作品等の必要事項を入力の上、Web 応募フォームから申し込んでください。

最優秀作品に選ばれた場合は、応募主の代表者(申請者)に連絡させていただきます。

(4) 応募先

こども家庭庁から委託を受けた「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン標語募集事務局」の Web 応募フォームより応募してください。なお、個人情報 は本標語選定以外の目的には利用しません。

Web 応募フォームの記載事項をご入力いただき送信をお願いします。

学校応募用 URL <https://tally.so/r/nWBROL>



個人応募用 URL <https://tally.so/r/mBlp4Q>



5. 選 定

1 作品を最優秀作品（こども政策担当大臣賞）として決定します。

6. 発 表

最優秀作品は、本人へ通知するほか、こども家庭庁ホームページなどで発表します。

7. 表 彰

令和7年11月3日(月/祝)に開催予定の「こどもの虐待防止推進全国フォーラム with ほっかいどう(仮称)」(北海道札幌市)で、賞状の授与を予定します。

8. 標語の活用

今回の募集により選定した標語(最優秀作品)は、オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンに全国各地で実施される広報・啓発活動などで幅広く活用します。

なお、著作権はこども家庭庁に帰属します。

9. 問合せ先

こども家庭庁 支援局 虐待防止対策課 業務委託先

オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン標語募集事務局

mail : info@kodomo-katei.com

※お問い合わせは電子メールで行っていただけますよう御協力をお願いいたします。

【過去の最優秀作品】

平成 17 年度から令和 4 年度は、厚生労働省において児童虐待防止推進月間標語として募集

平成 17 年度	気づいたら 支えて 知らせて 見守って
平成 18 年度	あなたの「もしや」が子どもを救う。
平成 19 年度	きこえるよ 耳をすませば 心のさけび
平成 20 年度	助けての 小さなサイン 受け止めて
平成 21 年度	守ろうよ 未来を見つめる 小さなひとみ
平成 22 年度	見すごすな 幼い子どもの SOS
平成 23 年度	守るのは 気づいたあなたの その勇気
平成 24 年度	気づくのは あなたと地域の 心の目
平成 25 年度	さしのべた その手がこどもの 命綱
平成 26 年度	ためらわず 知らせてつなぐ 命の輪
平成 27 年度	「もしかして」 あなたが救う 小さな手
平成 28 年度	さしのべて あなたのその手 いちはやく
平成 29 年度	いはやく 知らせる勇気 つなぐ声
平成 30 年度	未来へと 命を繋ぐ 189 (いはやく)
令和元年度	189 (いはやく) ちいさな命に 待ったなし
令和2年度	189 (いはやく) 知らせて守る こどもの未来
令和3年度	189 (いはやく) 「だれか」じゃなくて 「あなた」から
令和4年度	「もしかして？」 ためらわないで！ 189 (いはやく)
令和5年度	あなたしか 気づいてないかも そのサイン
令和6年度	189 (いはやく) 気づいてあげて そのサイン